

個人住民税の家屋敷課税，事務所・事業所課税について

1 家屋敷課税，事務所・事業所課税とは？

宇都宮市内に、家屋敷又は事務所・事業所を有する個人のうち、宇都宮市内に住所を有しない（生活の本拠を有しない）方は、地方税法・市税条例に基づき、**個人住民税均等割4,700円（市民税3,000円・県民税1,700円）の納税義務が発生します。**これを家屋敷課税，事務所・事業所課税といいます。

2 対象者は？

- ・ **家屋敷課税対象者** 各対象要件について、**全ての項目に☑がつく方が対象です。**

チェックしてみよう！



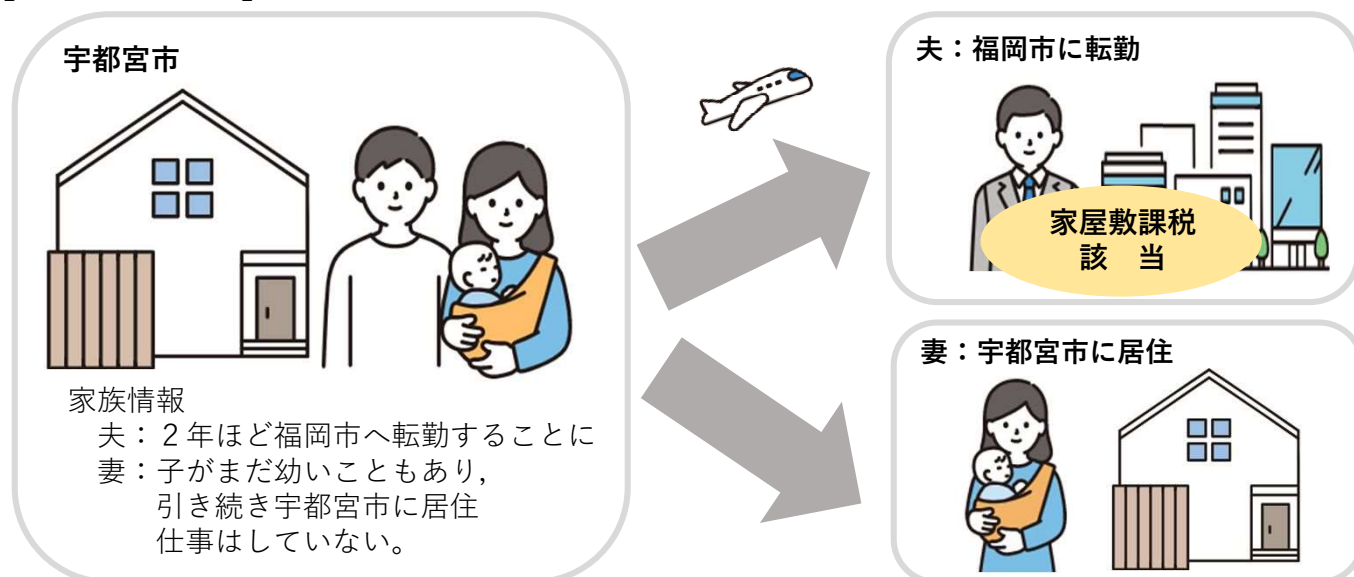
対象要件 A（宇都宮市に住民登録がない方）

- ☐ 宇都宮市に自分または家族が住むことを目的とした、自由に居住することのできる独立性のある住宅がある。
- ☐ 令和7年1月1日現在、宇都宮市に住民登録がない。
- ☐ 令和7年度の個人住民税が宇都宮市で課税されていない。
- ☐ 令和7年度の個人住民税均等割が他市区町村で課税されている。

対象要件 B（宇都宮市に住民登録があり、他市区町村から個人住民税が課税されている方）

- ☐ 宇都宮市に自分または家族が住むことを目的とした、自由に居住することのできる独立性のある住宅がある。
- ☐ 令和7年1月1日現在、宇都宮市に住民登録がある。
- ☐ 住民登録外居住者として、他市区町村から個人住民税均等割が課税されている。

【対象要件 A の例】



ポイント 家屋敷課税は、市外や海外へ単身赴任している方が主な対象となります。

個人住民税の家屋敷課税，事務所・事業所課税について

- ・ **事務所・事業所課税対象者** 各対象要件について、
全ての項目に☑がつく方が対象です。

対象要件C（宇都宮市に住民登録がない方）

- ☐ 宇都宮市に事業の必要から設けられた事務所または事業所がある（※）。
- ☐ 令和7年1月1日現在，宇都宮市に住民登録がない。
- ☐ 令和7年度の個人住民税が宇都宮市で課税されていない。
- ☐ 令和7年度の個人住民税均等割が他市区町村で課税されている。

対象要件D（宇都宮市に住民登録があり，他市区町村から個人住民税が課税されている方）

- ☐ 宇都宮市に事業の必要から設けられた事務所または事業所がある（※）。
- ☐ 令和7年1月1日現在，宇都宮市に住民登録がある。
- ☐ 住民登録外居住者として，他市区町村から個人住民税が課税されている。

（※）2，3カ月程度の一時的な事業用の目的で設けられる仮事務所は含まない。

3 なぜ市民じゃないのに課税されるの？

一定の住居等を持っている場合，宇都宮市から道路の管理，ゴミの収集小中学校の運営，消防・救急等の**各種の行政サービスを受けている（応益負担）**ことから，たとえ住民登録されていなくても（他市区町村で課税されていても）**個人住民税均等割（4,700円）のみの納税義務**が宇都宮市に発生します。

家屋敷課税，事務所・事業所課税の対象となる方は，**申告が必要**になりますので，詳しくは下記へお問い合わせください。
申告書はHPにてダウンロードいただけます。



問い合わせ

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 理財部 市民税課
（市役所2階 C4・C5番窓口）

電話番号 028-632-2214・2217・2233・2221



（ホームページURL）